

大阪地裁総第721号

令和8年6月19日

山中理司様

大阪地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

1月19日付け（同月21日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

民事訴訟事件の受付段階において、訴状の形式的要件（印紙額、管轄、当事者の特定等）を確認するために職員が使用しているマニュアル、事務処理要領、チェックリスト等の文書一切

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6363）1281（内線4122）